

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前10時03分)

◎議事録署名委員指名

議長 それでは始めたいと思います。

3、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することとなっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、9番、村上誠一君、10番、高橋裕君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、会議書記には事務局、小山邦之君を指名いたします。

◎議案第1号

議長 4、議題、議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題とします。

なお、本議案は、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、番号3と関連がありますので、議案第1号、番号1、議案第2号、番号3について、一括で事務局の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案書1ページ、現地確認調書は8ページからとなります。

議案第1号、番号1について説明申し上げます。

番号1、図面番号3。1筆目の農地の所在は大字新井字北原2713番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は218平米。2筆目の農地の所在は大字新井字北原2714番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は466平米。2筆の合計面積は684平米です。権利は所有権移転売買。当初計画者は前橋市天川大島町の方。承継者は前橋市総社町の方。転用目的は研修施設用地。施設等については研修棟374.22平米、車庫71.28平米です。計画どおり事業を遂行できない理由について、宅地を含めて3区画の建て売り分譲住宅を計画していたが、上下水道工事の段階で当初よりも困難で費用がかかることが判明したためとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。令和3年5月26日に5条許可をしております。当初許可は建て売り分譲住宅用地3区画とな

っております。

次に、関連する議案第2号、番号3について説明を申し上げます。

議案書2ページ、現地確認調書は同じく8ページからです。

議案第2号、番号3、図面番号3。1筆目の農地の所在は大字新井字北原2713番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は218平米。2筆目の農地の所在は大字新井字北原2714番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は466平米。2筆の合計面積は684平米です。権利は所有権移転売買です。譲渡人は前橋市天川大島町の方。譲受人は前橋市総社町の方です。転用目的は研修施設用地。施設等については研修棟374.22平米、車庫71.28平米です。転用理由、譲受人は県内全域で架空配線電線工事を行っているが、社員を研修する既存施設が手狭なため、申請地を購入したいとのことです。譲渡人は建て売り分譲住宅用地に申請地を購入したが、事業継続が困難なため、譲受人に譲渡したいとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。宅地開発審議案件です。

以上で、議案第1号、番号1並びに議案第2号、番号3の説明を終わります。

議長 議案第1号、番号1並びに議案第2号、番号3について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員3番、真下治彦君。

真下委員 ただいま事務局長から説明がありました議案第1号、番号1と議案第2号、番号3の土地は、計画図が10ページについていて、この一体利用地の中の畑の部分が現在のこの申請になっているわけですがけれども、今図面を見ていただくように、相当広い敷地に群馬電工の研修所と車庫ができる図面が載っております。

地元としては、このようにある程度大きい会社、電気関係の会社で、東電の下でやっている企業で、潰れたというのはあまり聞いたことがないので、優良企業として見てもいいのではないかと思いますので、現状このままやっていただくのに差し支えはないと思います。よろしくお願いします。

議長 ただいま、地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はございませんか。

12番農業委員、小山伸一君。

小山委員 12番、農業委員の小山でございます。

今回の案件につきましては、先ほど地元委員さんのほうから説明があったとおり、農地転用の場所が2筆684平米ということでありましてけれども、ほかとの一体利用で面積は1,000平米を超えて約2,000平米近いということで、宅地開発案件事案となって

ございますので、その辺についてどんな意見があるか、事務局のほうから説明をお願いをしたいと思います。

以上です。

議長 事務局長。

事務局長 それでは、宅地開発の関係で、各所属から出てきた指示・要望事項をお伝えさせていただきます。

総務課、企画財政課からはございませんでした。

税務課からは、開発工事完成後の土地現況調査に協力してください。建物建設完成後は家屋調査に協力をしてください。また、償却資産があるときは申告書を提出してくださいとのことです。

住民生活課からは、騒音・振動関係といたしまして、工事に際し、騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業一覧に該当する作業を行う場合は、住民生活課に対し、特定建設作業実施届出書を提出する必要があります。また、ごみ関係でございすけれども、工事等に伴い排出される産業廃棄物及び事業系一般廃棄物は、適切に直接処理してください。事業所扱いとなりますので、ごみの収集については村許可業者と個別に契約をしてください。また、土砂等搬入関係につきまして、土砂等の搬入を予定している場合は、榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例に基づく手続が必要となる場合があります。事前に住民生活課に相談をしてくださいとのことです。

産業振興課からは、周辺農地に影響が出ないように作業をしてください。

建設課から、雨水対策、定期的な除草、防火・防災等、適切な開発の管理をお願いします。また、道路後退線について、既設道路の現状幅から4メートル確保できる距離で後退を検討してください。また、後退部分の寄付については、建設課と協議をしてください。工事車両等の路上駐車により近隣から苦情が出ないようにしてくださいとのことです。

上下水道課から、上水道係からは、既設管V Pファイ50から新たに引き込む給水管の口径と水道メーターの口径を図示してください。開発地内に既存の給水管及び水道メーターが複数あるため、使用しないものについては、給水管は本管から撤去し、水道メーターは村に返却してください。また、既存の水道管から開発地南東の住宅へ給水しているため、隣接地と協議をしてください。その協議結果を受け、詳細については上下水道課と協議をしてくださいとのことです。

下水道係からは、開発事業者の負担で、計画どおり施工をしてください。既設公共ますの高低差等の調整が必要な場合は、開発事業者の負担により施工をしてください。公共下水道の加入には、事前に下水道受益者申告が必要となります。その際、単位認

定、受益者負担金が変更になる場合がありますので、上下水道課と協議を願います。
詳細については、上下水道課と協議をしてくださいとのことです。

教育委員会から、申請地近隣には榛東村立北小学校の通学路として、県道南新井前橋線を利用する児童が多数いることから、申請地周辺の工事車両の通行及び申請地への工事車両の出入りについては、十分注意をしてください。また、当該区域は周知の遺跡の範囲には該当しませんので、事前に手続等は必要ありません。もし、掘削等で土器、石器などの遺物が出土した場合は、遺跡の状況を確認し、記録を行いますので、速やかに榛東村教育委員会事務局文化財保護係までご連絡をくださいとのことです。

以上でございます。

議 長 ただいま事務局長のほうから宅地開発委員会の説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号、番号1並びに議案第2号、番号3についてを原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第1号、番号1並びに議案第2号、番号3は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第1号、番号1並びに議案第2号、番号3は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

◎議案第2号

議 長 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議案第2号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第2号、番号1について説明申し上げます。

議案書2ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

議案第2号、番号1、図面番号1。1筆目の農地の所在は大字長岡字反田505番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は298平米。2筆目の農地の所在は大字長岡字反田506番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は590平米。3筆目の農地の所在は大字長岡字反田506番6。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は96平米。3筆の合計面積は984平米です。権利は所有権移転売買。譲渡人は長岡の方。譲受人は吉岡町北下

の方。転用目的は露天駐車場用地。施設等はなしです。転用理由、譲受人は現在、申請地から約150メートル離れた場所でヒップホップダンス教室を経営しているが、送迎用の駐車場がなく以前から不便していたため、申請地を譲り受けし利用したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地です。

以上で、議案第2号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

推進委員1番、岩田悦夫君。

岩田委員 地元委員として補足説明をさせていただきます。

問題の土地は、県道と村道とに挟まれた角地なんですけれども、譲受人はかねてから売却を考えていたようなんですけれども、今はそばの委託栽培をしている土地でございます。

県道を150メートルほど左に行ったところにダンススクールがございまして、結構最近のダンスのブームで、通っている生徒、主に小学生だと思いますが、非常にたくさんの子供が通っております。保護者の送迎等で、隣接する1区のコミセンのところの駐車場が非常に時間帯によっては混むというような状況がありまして、駐車場を検討していたというところで、この土地について申請が出てきたということでありま

す。

この土地について、隣接する4つの土地の持主も同意をしており、特に問題のない土地だと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はございませんか。

（「なし」という声あり）

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求め

ます。

（賛成者挙手）

議長 全員賛成。よって、議案第2号、番号1は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第2号、番号1は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第2号、番号2について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第2号、番号2について説明申し上げます。

議案書2ページ、現地確認調書は5ページからとなります。

議案第2号、番号2、図面番号2。農地の所在は大字新井字多屋680番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は573平米。権利は使用貸借。貸付人は新井の方。借受人も新井の方です。転用目的は一般住宅用地。施設等は一般住宅94.40平米。転用理由、借受人は現在、実家で間借り暮らしをしているが、子どもの成長に伴い手狭となったため、父の所有する申請地に自己住宅を建築したいとのことです。貸付人は借受人である子の申出を受け、申請地を貸与するとのことです。備考ですが、用途指定地域。農地区分は3種農地です。

以上で、議案第2号、番号2の説明を終わります。

議長 ただいま議案第2号、番号2について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員12番、小山伸一君。

小山委員 農業委員12番、小山でございます。

ただいまの議案第2号、2番の案件につきましては、事務局長の説明のとおりでございます。若干、地元委員として補足説明をさせていただきたいと思います。

まず、今回の申請地につきましては、南新井の信号を前橋方面のほうに500メートルほど下っていただきましたところに小池事務所がございます。小池事務所のところで村道と一応交わっておるということで、その村道を北側にちょっと入ったら1件宅地があって、その裏、2件目の農地でございます。

こちらのほうについては、現地調書の5ページから7ページをお開き願いたいと思います。

申請地、南については、先ほど言ったようにアパートと戸建て住宅でございます。東側が一応村道、北側と西側については農地というところでございます。こちらのほうに一般住宅の建設ということでございます。

敷地面積が573平米ということで、基本的に一般住宅の建設で農地転用というのは500平米が一つの基準というふうに言われておりますが、今回573平米ということで、ちょっと超えてしまっておるということでございます。しかしながら、73平米を残しても農地としての活用の利用がなく、今回の573平米一括した転用ということでやむを得ないというふうに思われます。

こちらのほうの形で一般住宅の建設が、7ページにございますけれども、北側の農地については、現状では擁壁を打たないで後で擁壁を打つということで、基本的には家を造ったときの盛土を北側のほうに盛って、雨水等が畑のほうに流れないようにす

るということで、西側については、50センチほどの高台の農地というようなことで、近隣農地への影響はないというふうに考えてございます。住宅における生活雑排水については、東側の公共下水、こちらのほうに流すということと、雨水については自然浸透ということで計画されてございます。

今回の申請地につきましては、用途指定地域ということで、3種農地でございますので、地元委員といたしますと許可相当というふうに思われますので、よろしく皆様のご審議のほどをお願いをしたいと思います。

以上でございます。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありました。

ほかに意見はありませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号2について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号、番号2は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第2号、番号2は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第2号、番号4について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第2号、番号4について説明申し上げます。

議案書3ページ、現地確認調書は11ページからとなります。また、本日追加でお配りした1枚紙の地図が住宅地図となっております。

議案第2号、番号4、図面番号4。1筆目の農地の所在は大字広馬場字宮室636番7。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は75平米。2筆目の農地の所在は大字広馬場字宮室638番5。地目は登記簿、現況ともに田。面積は219平米。2筆の合計面積は294平米です。権利は所有権移転売買。譲渡人は広馬場の方。譲受人は安中市郷原の方。転用目的は一般住宅用地。施設等は一般住宅56.31平米。転用理由、譲受人は現在、安中市で独り暮らしをしているが、高齢に伴い将来のことを考え、妹の自宅に隣接する申請地に自己住宅を建築したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。

以上で、議案第2号、番号4の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号4について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

推進委員 6 番、金井強君。

金井委員 推進委員 6 番、金井でございます。

ただいま事務局長より説明のありました 4 番につきまして、意見を述べさせていただきます。

権利については所有権移転売買でございます。転用目的は一般住宅用地ということでございます。

譲渡人と譲受人の関係ですが、譲渡人の配偶者と姉妹、姉でございます。転用理由につきましては説明でありましたとおりに、今現在、安中で独り暮らしということで、高齢に伴い親族の近くに住みたいという希望によるものでございます。

付近の状況を申し上げますと、東側は雑種地、資材置場、北側は譲渡人の所有する畑及び居宅となっております。西側は道路、南側は畑となっております。土地利用計画図におきましては、隣接地に関する擁壁等の表示ございませんが、聞き取りによりますと、擁壁の建築予定の業者との日程の関係等でまだ未定となっております、住宅完成までには擁壁を建設予定ということでございます。

排水については、生活排水は西側の下水道、雨水については自然浸透ということで、隣接農地等には影響はないものと思われ、許可相当と思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がありました。

ほかにご意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第 2 号、番号 4 について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第 2 号、番号 4 は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第 2 号、番号 4 は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第 2 号、番号 5 について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第 2 号、番号 5 について説明申し上げます。

議案書 3 ページ、現地確認調書は 13 ページからとなります。

議案第2号、番号5、図面番号5。農地の所在は大字広馬場字井戸尻2126番4。地目は登記簿、現況ともに田。面積は321平米。権利は所有権移転売買。譲渡人は高崎市中泉町の方。譲受人は高崎市飯塚町の方及び山子田の方。転用目的は一般住宅用地。施設等は一般住宅131.66平米。転用理由、譲受人は現在、それぞれ実家で生活しているが、1月に入籍が決まり、新居の適地を探していたところ、日当たりが良く閑静な申請地を気に入ったため、新居を建築したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は1種農地です。

以上で、議案第2号、番号5の説明を終わります。

議長 ただいま議案第2号、番号5について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員9番、村上誠一君。

村上委員 9番農業委員の村上です。

ただいまの議案第2号、番号5について、事務局長の説明どおりなんですが、地元委員として若干補足説明をさせていただきます。

場所に関しては13ページからなんですけれども、18区のコミセンを西側に上りまして100メートルほど行ったところを左に曲がっていただいて、突き当たりの左側になります。

周りの状況は、西側が村道、北側がここに田となっているんですけれども、もともと3枚になっているんですが、これが1枚の田んぼになっておりまして、1区画ということになっております。

15ページの計画図ですけれども、生活雑排水は下水のほうに流すということになっておりまして、雨水は自然浸透ということになっております。若干、この下の東側の田んぼについて、まだここに擁壁とかそういうのはないんですけれども、この間が結構空いていますので、周りの草のほうの田んぼに水が行くことはないと思います。

以上で、地元委員としては許可相当と思います。ご審議のほうよろしくお願いします。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかにご意見はございませんか。

農業委員7番、一倉伸一君。

一倉委員 農業委員7番、一倉です。

ちょっと確認なんですけれども、この住宅予定地の道上にブドウ園があると思うんですけれども、消毒等をやるので、お互い影響が大丈夫かなと不安があるんですけ

れども。

議 長 事務局長。

事務局長 隣がブドウ園というところで、その辺はあるかどうかちょっと分からないんですけれども、その辺影響があるとかというのは、結構消毒が飛んだりするんですか。
一倉委員 飛んだりするんで、風等によって住宅に影響が出ないか。それでだから、あつという間に影響が出て、農園を潰してくれなんて言われちゃ困っちゃうし、どんなものかなと。

議 長 農業委員5番、星野一郎君。

星野委員 今、一倉委員のほうからの不安があったんですけれども、宅地として許可相当としますと、宅地が優先するんですよ。環境を壊すなど。私の農地も、アパートがすぐ上にありますけれども、許可相当されますと、そこへ肥料をまいたり消毒をしたりすると、要するに後から来たにもかかわらず、住環境を壊すなどという形になりまして、本件は今、一倉さんが懸念したような農地を逆に縮小させるような、今、農業委員会でやっている事案ではございません。したがって、住居を田んぼの真ん中にぼんと造られますと、農業を安心してできません。私は、もちろん吉岡ですけれども、アパートの前は何も作らずに雑草にしてあります。作れないんですよ。肥料をまくこともできない、臭い。それから、消毒をすることは危険だと。今、一倉さんが言われたとおり、農業委員会として、こういう農地のど真ん中に許可相当を出していいかどうか、これはしっかりと考えないと、今後の農業に対する指針が変更されなきゃ、農業委員会でやる問題ではありません。ここは農業を振興する地域でしょう。この土地のど真ん中に、農地のど真ん中に、私も実を言うと、息子に農地を管理させるために宅地申請しましたら、農地のど真ん中に宅地なんか申請できませんという形で、許可相当となりませんでした。

ただし、50メートル先にはアパートと住宅があります。もちろん、やろうとしても、今、一倉さんが言われたように、肥料をまくと臭いよ、すぐ抗議してくる。消毒したら危ねえよ、補償してくれるんか、こういう話がありますので、今、一倉さんが農業一生懸命やっている状況の中で、そういう不安があることを許可していて、要するに、住環境を優先するんですよ、国は。後から来たんだけど、俺たちは住環境なんだというふうなものがあって、農業をやろうとする人が、後から来た人に文句言われるんです。

議 長 いいですか、その辺で。同じことの繰り返し、今話していますけれども。

星野委員 私は、本件は農地としておくべきだと理解しております。

議 長 ほかにご意見ございませんか。ほかにご意見は。

推進委員 1 番、岩田悦夫君。

岩田委員 土地の地図を見ますと、南側には住宅が既に何件もあるんですよね。ブドウ農園のほうの消毒がどの程度か、私にはよく分かっていないんですけども、私も土地を草刈りなんかしていると、後からできた宅地に住んでいる方、アパートの方に入るさいなんてこと言われて、渋々、じゃ、やめますよみたいなこともあるんですけども、ただ、既にこれだけ住宅が南側にありますので、どうなのでしょう。ここでどうしても駄目だというふうな判断すべきなのかな、どうかなというところで、ご審議いただいたほうがいいんじゃないかなと思います。

議 長 ほかにご意見ございませんか。

意見があるなら意見あるで手を上げてもらって、ないならないで述べてもらおうと。

7 番、一倉伸一君。

一倉委員 やはりさっき星野さんが言ったように、今までずっと農業やっていた。後から来た人のほうが結構強いので、裁判なんかすると絶対負けちゃうとかという話を聞いているんですよ。やっぱりここに建てられちゃって、風向きによっては本当に、機械でまくので、結構住宅にかかっちゃうおそれがあると思うので、それが不安なので、お互いに農家とこの建てる人が話し合っ、何かの書面で一筆書いてあるのであれば別にいいかなと思うんですけども、後でやられて、このブドウ園潰してくれなんて言われちゃうと本当に、ここでやっているブドウ園の人はやっぱり自分の仲間なので、ちょっと不安があったので意見させていただきました。

議 長 暫時休憩でいいか。ちょっと暫時休憩にして。

(休憩 午前 10 時 46 分)

(再開 午前 10 時 46 分)

議 長 審議を再開します。

ほかに意見はございませんか。

12 番農業委員、小山伸一君。

小山委員 12 番農業委員の小山でございます。

今回の案件については、今回先ほど話題になっているブドウ園の北側についても、もう宅地転用され家が建っている。また、道路の南側についても宅地があるということで、本人がこの農地について気に入った形の中で今回の申請ということでもありますので、農業委員会といたしますと、ある程度の考えを鑑みて許可相当と思われますので、皆さんの意見よろしく願いをいたしたいと思います。

以上です。

議 長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 それでは、なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号5について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 賛成多数。よって、議案第2号、番号5は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第2号、番号5は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

◎議案第3号

議長 次に、議案第3号 非農地証明願（地籍調査に係る地目変更登記）についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案書4ページをご覧ください。

議案第3号について説明申し上げます。

非農地証明願（地籍調査に係る地目変更登記）について、榛東村長から令和5年12月26日付で別添の非農地証明願（地籍調査に係る地目変更登記）の依頼があったので、その交付について決定を求める。

令和6年1月10日提出、榛東村農業委員会会長。

非農地証明願の内容についてご説明申し上げます。

議案書5ページをご覧ください。

建設課より提出のあった非農地証明書の交付について、申請理由は地籍調査作業規程準則第29条第1項による調査結果に基づき、地目の更正をするためとのことです。

今回の非農地証明書の交付につきましては、現在実施しております調査結果に基づき、登記地目と現況地目を調べさせていただいた結果、現況とそぐわないということで、今回の申請が提出されております。

議案書6ページをご覧ください。

今回、非農地証明書を申請している対象地区の一覧表となっております。筆数は新井地区で22筆となっております。主な現況は、公衆用道路となっているものが多く占めております。また、所有者につきましては、公衆用道路では主に群馬県となっております。

また、別冊でお配りしました議案第3号の非農地証明願（地籍調査）資料に対象地

区の一覧を、議案書と同じようなものですが、あとは調査図を添付させていただいております。それと、本日お配りしたもので、航空写真で道路以外のところと道路のところについても非農地証明願が出ておりますので、それをご確認いただければと思います。

それと、若干、地籍調査事業についてご説明をさせていただきたいと思います。

地籍調査事業につきましては、一つ一つの土地について、所在、地番、地目、所有者を調査、確認するとともに、土地の境界の位置を確認し、測量する事業となっております。地籍調査を実施していない地域は、必ずしも土地の実態を正確に反映した登記内容となっております。そこで、地籍調査によって改めて調査をして、正確な記録を残す必要があります。そこで、村では平成26年度から事業を実施しております。群馬県内におきましては、令和3年度末時点において、35市町村中25市町村が実施をしている事業となっております。

今回、非農地証明を申請するのは新井の地区となっております。令和4年度に現地立ち合い、測量を行って、令和5年度、今年度に図面を作成したものとなっております。

地籍調査の意義といたしまして、実施地籍調査で土地の境界が明確になることによりまして、メリットがございます。

1つ目のメリットといたしまして、土地の境界をめぐるトラブルの未然防止。土地の有効活用の促進。また、公共事業の円滑化。災害復旧の迅速化。あとは、課税の適正化・公平化などがございます。そのため実施しているものとなっております。

また、地目の認定につきましては、地目調査では、先ほども申し上げた作業規程の準則、その他の通達に基づきまして、土地の現況及び利用目的に重点をおきまして、地目を定めております。その中で、登記簿上、地目が農地である土地について、通達により地目の認定に関して、必要に応じて農業委員会に照会するものとされておりますので、今回議案として上程をさせていただいているものとなっております。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

議長 事務局長から説明が終わりました。

質疑ございませんか。

3番、真下治彦君。

真下委員 この場で質問していいものかどうかちょっとクエスチョンなんですけれども、ページ数でいうと6ページの4番の新井梨木の3067というこの、登記簿上の畑を山林にするという項目があるんですが、こういうのはやっぱり課税の金額が違うので山林に変えるということなんですか。

議 長 事務局長。

事務局長 先ほどもちよつとご説明をさせていただいたんですけれども、現況と地目、登記が違っているところについて、あとは所有者の方と確認をして、今回は、この4番のところはもう既に木が生えてしまって、登記簿上は畑なんですけれども、もう木が生えてしまって畑に復旧することができないというところで、建設課のほうで判断、本人にも確認して、あと所有者にも確認して、今回非農地というところで上がってきたものと思われま。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号について賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第3号は原案のとおり承認することといたします。

ここで全ての議案審議されましたので、暫時休憩といたします。

(休憩 午前11時15分)

(再開 午前11時25分)

◎報告事項

◎その他

◎閉会

(午前11時45分)